

# 会員の外務員の登録等に関する規則

## (目的)

第1条 この規則は、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件等を定めることにより、外務員の登録制度の的確、かつ、円滑な運営を図り、もって委託者の保護に資することを目的とする。

## (外務員登録等資格委員会)

第2条 定款第46条第1項の外務員登録等資格委員会（以下「委員会」という。）は、前条の目的を達成するための機関とする。

## (外務員)

第3条 会員は、その役員又は使用人であって、その会員のために商品市場における取引等（商品清算取引を除く。）の受託（以下「商品取引受託業務」という。）又は委託の勧誘（以下「外務行為」と総称する。）を行うもの（以下「外務員」という。）について、本会の行う登録を受けなければならない。

2 会員は、前項の規定により登録を受けた外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務行為を行わせてはならない。

3 外務員は、その所属する会員に代わって、外務行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りではない。

## (登録外務員の資格要件)

第4条 登録外務員となることができる者（登録の更新を受ける者を含む。）は、会員の役員又は使用人であって、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

(1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 法第204条第1項の規定により外務員の登録を取り消されたことがあるときは、その取消の日から5年を経過していること。ただし、当該5年間の途中において、

法律上の手続きその他により、この取消しの効力が仮に停止された場合又は登録外務員の地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該5年間には算入しない。

- (3) 本会若しくは本規則施行日前に商品取引所において外務員の登録を取り消され、又は外国の同等の機関から同様の処分を受け、又は内閣府において金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等の外務員の登録若しくは保険業法第2条第23項に規定する保険募集人若しくは同条第25項に規定する保険仲立人の登録を取り消されたことがあるときは、その処分を受けた日から5年を経過していること。ただし、当該5年間の途中において、法律上の手続きその他により、これらの取消し若しくは同等の処分の効力が仮に停止された場合又は登録の状態にある地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該5年間には算入しない。
- (4) 本会から不都合行為者の決定を受けたことがあるときは、その決定を受けた日から5年を経過していること。ただし、当該5年間の途中において、法律上の手続きその他により、不都合行為者の決定の効力が仮に停止された場合又は不都合行為者が有していた地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該5年間には算入しない。
- (5) 本会から「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」第4条第3号ハの処分を受けた者については、同号ハの処分が解除されていること。
- (6) 登録申請者以外の商品取引員に所属する外務員として登録されていないこと。
- (7) 民法上の成年者であること。
- (8) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（ただし、登録前1年以内のものに限る。）に合格し、かつ、別に定める登録前研修を終了したものであること。
- (9) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、別に定める登録前研修及び再受講等の要件を満たしているものであること。
- (10) 登録の更新を受けようとする者にとっては、本会の実施する登録更新講習（ただし、更新前1年以内のものに限る。）を修了したものの又はその他別に定める要件に該当するものであること。

#### **（外務員の登録申請等）**

第5条 第3条第1項の規定により登録を受けようとする会員は、次に掲げる事項を記

載した所定の登録申請書を本会に提出しなければならない。

(1) 登録申請者の商号及びその代表者の氏名

(2) 登録の申請に係る外務員について次に掲げる事項

イ 氏名、生年月日、住所及び本籍地

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

ニ 外務行為を行ったことの有無、並びに外務行為を行ったことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称（最後に外務行為を行った営業所に限る。）並びに外務員として登録をされていた期間

(3) その他本会が別に定める事項

2 前項の登録申請書には、登録を受けようとする者に係る履歴書その他別に定める書類を添付しなければならない。

3 会員は、外務員の登録を受けようとするときは、別に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

#### **(登録原簿への登録)**

第6条 本会は、前条第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者の氏名、生年月日、その他別に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

2 第3条第1項の登録の有効期間は6年とし、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

#### **(外務員の登録の更新)**

第7条 登録の更新を受けようとする会員は、前条第2項の登録の有効期間の満了の日の1カ月前（当日が休日の場合は、前営業日）までに、次に掲げる事項を記載した所定の外務員登録更新申請書を本会に提出しなければならない。

(1) 登録更新申請者の商号及びその代表者の氏名

(2) 登録の更新申請に係る外務員について次に掲げる事項

イ 登録番号

ロ 氏名、生年月日、住所及び本籍地

ハ 所属する営業所の名称

ニ 役員又は使用人の別

ホ 外務行為を行ったことの有無、並びに外務行為を行ったことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称（最後に外務行為を行った営業所に限る。）並びに外務員として登録をされていた期間

(3) その他本会が別に定める事項

- 2 前項の登録更新申請書には、登録の更新を受けようとする者に係る履歴書、登録更新講習修了証書（更新日前1年以内のものに限る。）の写しその他別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 本会は、第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該外務員の登録を更新するものとする。
- 4 会員は、外務員の登録の更新を受けようとするときは、別に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

#### **（登録又は登録の更新の通知）**

第8条 本会は、第6条第1項又は前条第3項の規定により外務員の登録又は登録の更新をしたときは、遅滞なく、書面をもって、登録又は登録の更新を申請した会員（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

#### **（登録外務員についての縦覧）**

第9条 本会は、外務員の登録、登録の抹消その他登録外務員について必要な事項を、本会の所在地において公衆の縦覧に供するものとする。

#### **（登録又は登録の更新の拒否）**

第10条 本会は、登録又は登録の更新の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録又は登録の更新を拒否するものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる登録外務員の資格要件を具備していないとき。
  - (2) 登録又は登録の更新に係る申請書（以下「申請書」という。）又はそれらの添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 本会は、前項の規定により登録又は登録の更新を拒否しようとするときは、当該申請者に通知し、意見の聴取を行うものとする。

- 3 本会は、前項の規定による意見の聴取の結果、登録又は登録の更新を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

#### (登録外務員証の交付及び提示義務)

- 第11条 本会は、外務員の登録、登録の更新又は登録の変更をしたときは、当該申請者に対し、当該登録外務員ごとに別に定める登録外務員証を交付する。
- 2 登録外務員は、外務行為を行うときは、前項の登録外務員証を携帯し、あらかじめこれを顧客に提示しなければならない。
  - 3 会員は、登録外務員証の交付を受けようとするときは、別に定める登録外務員証の発行に係る手数料を本会に納めなければならない。

#### (登録外務員に関する届出及び登録の変更)

- 第12条 会員は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。
- (1) 第5条第1項第2号イからハマまでに掲げる事項に変更があったとき。
  - (2) 第4条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、又は欠いていることが判明したとき。
  - (3) 退職その他の理由により外務行為に従事しなくなったとき。
  - (4) 死亡したとき。
- 2 前項第1号の届け出につき第6条第1項の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。
  - 3 前項の場合においてその変更事項が登録外務員証の記載事項であるときは、変更前の登録外務員証と引換えに変更事項その他の事項を記載した登録外務員証を交付するものとする。

#### (登録の取消し等)

- 第13条 本会は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取消し、又は当該登録外務員に対し2年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。ただし、職務停止の期間の途中において、法律上の手続きその他により、この処分が効力が仮に停止された場合又は登録外務員の地位が保全された場合には、当該停止又は地位が保全された期間は当該職務停止の期間には算入し

ない。

- (1) 第4条第1号に規定する資格要件を欠くに至ったとき。
  - (2) 法、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分又は本会の定款、諸規程、諸規則若しくは本会の決議事項その他に違反する等登録外務員として著しく不適当な行為をしたと認められるとき。
  - (3) その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき。
  - (4) 商品取引所又はそれに相当する外国の同等の機関から外務員の登録の取消しにあたる同様の処分を受けたとき、又は内閣府において金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等の外務員の登録若しくは保険業法第2条第23項に規定する保険募集人若しくは同条第25項に規定する保険仲立人の登録を取り消されたとき。
- 2 本会は、前項の規定に基づき処分をしようとするときは、当該登録外務員の所属する会員に通知し、意見の聴取を行うものとする。
- 3 本会は、第1項の規定に基づき処分をしたときは、書面により、その旨を当該会員に通知するものとする。

#### (登録の抹消)

第14条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、外務員の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- (2) 登録外務員の所属する会員が解散し、又はすべての商品取引受託業務を廃止し、又は商品取引員の許可を取り消されたとき。
- (3) 退職その他の理由により外務行為を行わないこととなった事実が確認されたとき。
- (4) 登録の更新の申請がなく、第6条第2項の規定により失効したとき。

#### (細則の制定)

第15条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

#### (登録事務に関する届出)

第16条 本会は、第6条第1項の規定による登録、第12条の規定による届出に係る登録の変更、第13条の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は第14条の規定による

登録の抹消をしたときは、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、改正前の法第91条の2第1項の規定により商品取引所において外務員の登録を受けている者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により登録を受けたものとみなされる外務員についての第6条第2項の規定の適用については、当該外務員が最後に登録を受けた日を第6条第1項の登録を受けた日とみなす。
- 4 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

## 附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第4条第2号、第3号、第4号及び第14条第1項を改正。

## 附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第14条第1項第4号を改正。

## 附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第7条第1項第2号、同条第2項及び第12条第3項を改正。第7条第1項第3号を新設。

## 附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号、第2号、第8号、第5条第2号イ、第6条、第7条第1項本文、第2号ロ、第3項、第5項、第11条第1項本文、第13条第1項本文、第1号、第4項、第14条第1項本文、第15条本文、第2号、第17条を改正。
- (2) 第5条第2号ニ、第7条第2号ホ、第7条第4項、及び第13条第3項を削除し、第5条第2号ホをニ、第7条第2号へをホ、第7条第5項を第4項、及び第13条第4項を第3項に繰り上げ。
- (3) 第10条を削除し、第11条から第17条を第10条から第16条に繰り上げ。

## 附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第13条第1項第4号を改正。

## 「会員の外務員の登録等に関する規則」に関する細則

### (目 的)

第1条 この細則は、「会員の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)

第15条の規定に基づき、外務員の登録、登録の更新及び抹消その他に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録前研修)

第2条 規則第4条第8号及び第9号の「登録前研修」の研修期間は、新規に登録を受けようとする次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める研修期間とする。なお、第6条第4号に掲げる書面を提出する者については、雇用された日から6カ月間とする。

(1) 過去に外務員として登録を受けたことがない者

イ 雇用される前に外務員登録資格試験を受け合格した者 雇用された日から2カ月間

ロ 雇用された後に外務員登録資格試験を受け合格した者 雇用された日から3カ月間若しくは合格した日から2カ月間のいずれか短い期間

(2) 過去に外務員として登録を受けたことがある者

イ 直近2年以内にいずれかの会員の登録外務員として登録されたことがある者 雇用された日から1カ月間

ロ 所属していた会員の商品取引受託業務の休止又は廃止及び商品取引受託業務を行う営業所の廃止等により他の会員に移動した者(ただし前勤務先の商品取引受託業務の休廃止等の日(予定を含む。)から原則として前後3カ月以内に再就職した者に限る。) 雇用された日

ハ 系列会員(支配関係・業務提携(合併計画が提出されているもの)・同系列等)の間で移動した者 雇用された日

ニ 上記イからハに掲げる者以外の者 雇用された日から3カ月間

### (再受講及び再受験等)

第3条 規則第4条第9号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とす

る。

(1) 登録の抹消の日から6年を超えない者

イ 当該外務員登録を受けようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習の受講修了証書を有している者であること。

ロ イの受講修了証書を有しない者は、直近の登録更新講習を受講しその修了証書を取得した者であること。ただし、直近において登録更新講習の開催予定がない場合は、本会が登録外務員講習会の科目で特に指定した科目の受講修了証書をもってこれに代えることができる。

(2) 登録の抹消の日から6年を超えている者又は第6条第4号に掲げる書面を提出する者又は当該登録の失効の理由が規則第13条第1項第2号から第4号のいずれかに該当する者

当該外務員登録を受けようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格し、かつ、前条の規定による登録前研修を終了した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員に継続して6年を超えて在籍している者については、新たに、本会が実施する登録外務員講習会を受講し、修了証書を取得した者であること。

#### (登録の更新の特例)

第4条 規則第4条第10号の「別に定める要件に該当するもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 登録外務員としての所定の在籍期間における外務行為の遂行状況等を勘案して、本会が特に認めた者

(2) 登録更新講習修了証書を付して登録の更新を受けることを要する者であつて、病気その他やむを得ない等の理由により所定の登録更新講習を受講できなかったと認められるものにあつては、当該登録更新後直近の登録更新講習を受講し、かつ、当該講習修了証書の写しを提出することを確約した者。ただし、当該確約を履行しなかったときは、規則第13条第1項第3号に該当するものとして当該者の登録を取り消すものとする。

#### (登録の申請)

第5条 規則第5条第1項第3号の「別に定める事項」とは、次の各号に掲げる事項を

いう。

- (1) 以前に商品取引員又は商品取引員以外の者と雇用関係にあった場合は、その所属していた商品取引員の商号又は所属先の名称及びその期間
- (2) 以前に登録の取消し、外務行為の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間
- (3) 登録申請に係る外務員の雇用年月日（役員の場合は、就任年月日を加える。）
- (4) 外務員登録資格試験の合格年月、合格証番号
- (5) 最終学歴

#### （登録申請書の添付書類）

第6条 規則第5条第2項の「別に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 雇用を証する書面
- (3) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面〔法第15条第2項第1号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書（当該外務員が外国人である場合を除く。）〕
- (4) 海外商品取引業者、私設市場取引業者等の役員又は使用人であった者にあつては、当該取引業者の取引において一般投資家との間で紛争を多発させる等の悪質な行為を行っていないことを誓約した書面
- (5) 登録を受けようとする者が、本会が別に定める「認定講習」を受講している場合及び「認定試験」に合格している場合は、本会所定の「認定講習受講及び認定試験合格届出書」
- (6) 登録を受けようとする者が役員である場合は、当該所属する会員の登記事項証明書
- (7) 最近3カ月以内に撮影した写真

#### （登録原簿の登録事項）

第7条 規則第6条第1項の「別に定める事項」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住所及び本籍地
- (2) 所属する商品取引員の商号
- (3) 所属する営業所の名称

- (4) 役員又は使用人の別
- (5) 商品取引受託業務を行う商品市場
- (6) 雇用年月日（役員の場合は、就任年月日を加える。）
- (7) 登録年月日、登録有効期限、登録番号及び登録抹消年月日
- (8) 外務員登録資格試験の合格年月、合格証番号
- (9) 以下に掲げる事項を含む主要経歴
  - イ 以前に商品取引員又は商品取引員以外の者と雇用関係にあった場合は、その所属していた商品取引員の商号又は所属先の名称及びその期間
  - ロ 外務行為を行ったことの有無、並びに外務行為を行ったことのある者については、その所属していた商品取引員の商号及び営業所の名称（最後に外務行為を行った営業所に限る。）並びに外務員として登録をされていた期間
  - ハ 以前に登録の取消し、外務行為の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間

#### （登録の更新の申請）

第8条 規則第7条第1項第3号の「別に定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 以前に商品取引員又は商品取引員以外の者と雇用関係にあった場合は、その所属していた商品取引員の商号又は所属先の名称及びその期間
- (2) 以前に登録の取消し、外務行為の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間

#### （登録更新申請書の添付書類）

第9条 規則第7条第2項の「別に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面〔法第15条第2項第1号イ及びロに該当しないことを誓約する場合にあっては官公署の証明書（当該外務員が外国人である場合を除く。）〕
- (3) 登録を受けようとする者が役員である場合は、当該所属する会員の登記事項証明書
- (4) 顧客との間に生じた事故、紛争及び苦情の発生状況及びその処理状況を記載した

書面

- (5) 前号に該当しない者にあつては、会員代表者が証する証明書
- (6) 第4条第1号の規定に係る者にあつては、当該認定書
- (7) 第4条第2号の規定に係る者にあつては、当該確約書
- (8) 最近3カ月以内に撮影した写真

#### (登録外務員証の紛失等の届出及び再交付)

第10条 会員は、その所属する登録外務員が登録外務員証を紛失又は損傷したときは、遅滞なく、その旨を本会に届け出るとともに再交付の申請をしなければならない。また、本会が別に定める「認定講習」の受講及び「認定試験」の合格に伴い、登録外務員証の記載事項に変更が生じたときは、その旨を本会に届け出るとともに再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請は、本会所定の「登録外務員証再交付申請書」若しくは「認定講習受講及び認定試験合格届出書」に当該登録外務員の氏名及び登録番号その他所定の事項を記載し本会に提出するものとする。ただし、損傷に伴う再交付の申請に当たっては、損傷した登録外務員証を添付しなければならない。

3 本会は、第1項の申請があつたときは、登録外務員証を再交付するものとする。

#### (登録外務員証の返還)

第11条 会員は、規則第13条の規定により登録を取り消され又は一定期間外務行為の停止を命ぜられた場合は、遅滞なく、当該外務員の登録外務員証を本会に返還しなければならない。また、規則第14条の規定により外務員の登録が抹消されたときも、同様とする。

#### (外務員登録申請書等の様式)

第12条 規則に規定する外務員登録申請書その他の書類は、様式1から9により作成するものとする。

#### (登録外務員証の様式)

第13条 規則第11条第1項に規定する登録外務員証は、様式10により作成するものとする。

**(外務員登録等に係る手数料)**

第14条 規則第5条第3項、規則第7条第4項及び規則第11条第3項に規定する手数料は、次の各号に定めるところによるものとする。

- |                 |       |        |
|-----------------|-------|--------|
| (1) 登録手数料       | 1人につき | 2,700円 |
| (2) 登録外務員証発行手数料 | 1人につき | 1,000円 |

**附 則**

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の見出し、同条第2号及び第6条第2号を改正。第6条第5号及び第8条を新設。
- (2) 旧第8条を第8条の2として、見出しを改正し、第1号、第2号、第3号及び第4号を新設。
- (3) 様式3「外務員登録更新申請書」及び様式4「外務員登録事項変更届出書」を改正。

**附 則**

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条本文、第1号、第2号ロ、第3条第2号、第4条第2号、第6条第3号、第5号、第7条第1号、第5号、第8条の2第2号、第3号、第9条第1項、第2項、第10条、第11条、第12条、第13条本文、第1号及び第4

号を改正。

- (2) 第6条第5号及び第6号を第6号及び第7号に繰り下げ、第5号を新設。
- (3) 第8条の2第5号から第7号を第6号から第8号に繰り下げ、第5号を新設。
- (4) 第13条第2号及び第3号を削除し、第4号を第2号に繰り上げ。
- (5) 第9条から第13条を第10条から第14条に繰り下げ、第8条の2を第9条とする。
- (6) 様式1から様式9を改正。
- (7) 様式9を様式10に繰り下げ、様式9を新設。







様式4

## 外務員登録事項変更届出書

平成 年 月 日

登録申請者 商 号

代表者氏名

データ区分 1 2 1	会社番号	3							
	ふりがな	8							
	氏名			(姓)				(名)	
	登録番号		33						

## 【変更事項】

データ区分 1 2 4	ふりがな	32							
	氏名変更			(姓)				(名)	
	変更年月日	4							

データ区分 1 2 5	ふりがな	4							
	本籍地			都・道					
	変更			府・県					
	変更年月日	35 4							

データ区分 1 2 6	ふりがな	4							
	現住所			都・道					
	変更			府・県					
	変更年月日	35 4							

データ区分 1 2 7	所属場所	都道府県 コード	所属場所 コード	所属場所	本支 又は営
	変更	3	5		( )
	変更年月日	4			

役員	役員区分 変更
変更	15

※ 役員区分 ※ 元号  
1. 一般 4. 平成  
2. 役員

役員就任年月	16 4				
--------	------	--	--	--	--

様式5

# 外務員登録抹消者届出書

平成 年 月 日

登録申請者 商 号

代表者氏名

データ区分	会社番号
1 1	

番号	所属場所	ふ り が な		登 録 番 号	抹消理由	退 職 等 年 月 日		
		氏	名					
1		(姓)	(名)		4			
2					4			
3					4			
4					4			
5					4			
6					4			
7					4			
8					4			
9					4			
10					4			
11					4			
12					4			
13					4			
14					4			
15					4			

※抹消理由 1. 退職 2. 死亡 3. 懲戒解雇 4. 解雇 5. 配置転換 6. その他 7. 登録取消 9. 受託業務廃止 ※元号 4. 平成



様式7

# 登録外務員の欠格事項該当届出書

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

登録申請者 商 号  
代表者氏名



下記の者が、商品取引所法第15条第2項第1号イからルの規定に該当したことが判明しましたので、「会員の外務員の登録等に関する規則」第12条第1項第2号の規定によりお届けいたします。

会社番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

登録番号									

ふりがな	
氏名	

都道府県 コード	所属場所 コード	所属する営業所の名称

該当年月日			
平成	年	月	日

該当事項の具体的内容

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

連絡担当者 所 属 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

様式8

会員変更事項届出書

平成 年 月 日

登録申請者 商 号

代表者氏名

㊞

会社番号				
------	--	--	--	--

(1) 商号変更

ふりがな	
新商号	
変更(予定)年月日	平成 年 月 日

(2) 商品取引受託業務の許可

許可(予定)年月日	平成 年 月 日
-----------	----------

(3) 商品取引受託業務の廃止

廃止(予定)年月日	平成 年 月 日
-----------	----------

(4) 営業所変更

都道府県 コード	所属場所 コード	営業所名	1. 新設 2. 廃止 3. 変更	変更年月日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

※ 新設の場合は、所属場所コード欄を記入しない。

(5) 商品取引所における会員(受託会員)の加入

区分	会員となった商品取引所欄(該当する商品市場のアルファベットに○印を付す)																	
商品取引所	東穀取			東工取			中部大阪取					関西取						
商品市場	農	砂	貴	ア	ゴ	石	畜	ア	ゴ	ゴ指	石	ニ	鉄ス	農	農指	砂	繭	水
コード記号	AA	CA	AB	BB	FB	HB	ED	BD	FD	GD	HD	ID	JD	AE	BE	CE	DE	FE
加入(予定)年月日	平成 年 月 日																	

(6) 商品取引所における会員(受託会員)の脱退

区分	会員であった商品取引所欄(該当する商品市場のアルファベットに○印を付す)																	
商品取引所	東穀取			東工取			中部大阪取					関西取						
商品市場	農	砂	貴	ア	ゴ	石	畜	ア	ゴ	ゴ指	石	ニ	鉄ス	農	農指	砂	繭	水
コード記号	AA	CA	AB	BB	FB	HB	ED	BD	FD	GD	HD	ID	JD	AE	BE	CE	DE	FE
脱退(予定)年月日	平成 年 月 日																	

様式 9

# 認定講習受講及び認定試験合格届出書

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

登録申請 商 号

代表者氏名



下記の者については、専門性向上認定制度に基づく認定講習を受講及び同試験を合格しておりますので、『「会員の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』の規定により届け出するとともに、その旨を登録外務員証に記載されますようお願いいたします。

データ区分
1 8 2 1

会社番号	3	7	1.新規登録 2.登録更新 3.再交付	主催団体 コード	種別 コード	名称 コード	名 称
※ 種別コード 1.受講 2.受験 主催団体コード及び名称コード 手引き参照				8	9	10	

番号	ふりがな氏名	登録番号 (合格証番号)	受講等年月日
12		62	72 73
1			4
2			4
3			4
4			4
5			4
6			4
7			4
8			4
9			4
10			4
11			4
12			4
13			4
14			4
15			4

※元号 4.平成

様式10

## 登録外務員証

(表)

<b>登録外務員証</b>		24ミリ ←→ 写 30ミリ ↑↓ 真
登録番号		
氏名		
生年月日		
有効期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで	
商品取引員		
専門性向上認定講習及び試験		
		印
上記の者について、商品取引所法第200条の規定により登録外務員として登録したことを証明する。		
日本商品先物取引協会		

(裏)

<b>注意</b>
1. 登録外務員は、商品市場における取引等(商品清算取引を除く。)の受託又は委託の勧誘を行うときは、本証を携帯し、あらかじめ、顧客に提示しなければならない。
2. 登録外務員は、法令、受託契約準則、日本商品先物取引協会の定款・諸規程・諸規則等を遵守すること。
3. 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
4. 本証を紛失又は破損したときは、遅滞なく日本商品先物取引協会まで届け出ること。
5. 登録の取り消し等により登録を抹消されたときは、本証を遅滞なく日本商品先物取引協会に返納すること。



# 日商協外務員専門性向上認定要領

(商品取引所等商品先物取引関係諸団体が実施する講習又は試験の認定要領)

## (目的)

1. 日商協外務員専門性向上認定要領は、商品取引所等商品先物取引関係諸団体（以下「主催者」という。）が実施する登録外務員等会員役職員の資質の向上等を目的とする講習又は試験に関し一定の認定基準を定め、当該講習又は試験の適正かつ円滑な実施を通じて登録外務員等の専門知識の向上等その資質向上が広範に図られることを促進することによって、委託者の理解度の促進による健全な受託業務を図り、もって、委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資することを目的とする。

## (対象となる講習等)

2. 講習又は試験は、以下の全ての項目を満たしているものとする。

### (1) 認定講習

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる講習であること
- ② 修得効果が確保できる講習時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 受講した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受講日が確認できること
- ⑤ 主催者が、一定の専門的知識を得た者として修了証等の発行により認めていること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

### (2) 認定試験

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる試験であること
- ② 修得効果を確認できる試験時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 主催者の合格基準に基づき合否判定が行われ、かつ、合格証等により専門的知識を有する者であることが証明されていること
- ⑤ 受験した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受験日が確認できること

- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

#### (申請手続き)

3. 主催者は、「認定講習」の認定を受けようとするときは「認定講習認定申請書」(様式1)に、「認定試験」の認定を受けようとするときは「認定試験認定申請書」(様式2)にその実施内容を記載した書面を添付して、本会に提出するものとする。

なお、認定された講習又は試験の内容等に変更が生じた場合についても、その旨を本会にその都度提出するものとする。

#### (認定)

4. 本会は、3.の申請内容からみて当該主催者の講習又は試験の内容が、2.のそれぞれの項目を満たしているものであり、かつ、本会が認定することが委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資するものとして本制度の目的にふさわしいものと認めるときは、当該主催者の講習を「認定講習」として、同試験を「認定試験」として認定するものとし、その旨を当該主催者に通知する(様式3及び様式4)ものとする。

#### (認定講習又は認定試験の報告)

5. 「認定講習」又は「認定試験」を実施した主催者は、「認定講習」にあつては2.(1)④の内容を、「認定試験」にあつては2.(2)⑤の内容を本会に報告しなければならない。

#### (登録外務員証への記載)

6. 本会は、5.の報告に基づき、その内容を登録外務員証に記載することができる。

#### (認定の取消し)

7. 本会は、「認定講習」にあつては2.(1)の基準を、「認定試験」にあつては2.(2)の基準を満たさなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

「認定講習認定申請書」(様式1)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会

会長 殿

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_

〇〇の講習を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定講習」として認定されたく、申請します。

「認定試験認定申請書」(様式2)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会

会長 殿

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

代表者名 \_\_\_\_\_

〇〇の試験を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定試験」として  
認定されたく、申請します。

「認定講習審査結果通知書」(様式3)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会  
会 長

申請者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

〇〇より申請があった講習を審査した結果、「認定講習」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。

「認定試験審査結果通知書」(様式4)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会  
会 長

申請者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

〇〇より申請があった試験を審査した結果、「認定試験」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。



# 上級外務員認定規則

## (目的)

第1条 登録外務員のうち特に優秀な者を上級外務員として認定する制度を設けることにより、外務員のコンプライアンスに関する意識の徹底と商品先物取引に関する知識の向上を図り、勧誘を含めた受託等業務の適正化に資するとともに、外務員の士気の高揚を図り、もって商品先物取引に対する社会的信頼性の向上に寄与することを目的とする。

## (認定)

第2条 日本商品先物取引協会（以下「本会」という。）は、第3条に掲げる資格要件を満たす者について、上級外務員認定審査委員会（以下「委員会」という。）の審査結果に基づき、「上級外務員」として認定する。

- 2 認定の有効期間は、当該上級外務員の次回の外務員登録更新時までとする。
- 3 上級外務員の認定は、第8条及び第9条に定めるところにより更新することができる。

## (資格要件)

第3条 上級外務員の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 同一の会社に継続して3年を超える期間（過去6年以内に上級外務員として認定されたことのある者にあつては1年を超える期間）、外務員として登録されている者であること。
- (2) 罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられた者にあつては、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を超える期間が経過していること。
- (3) 過去5年間（外務員登録が5年未満の者にあつてはその登録の期間）に商品取引所法施行規則様式第10号「事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書」（以下「事故報告書」という。）に記載されている商品取引事故等（事務上のミスに起因する値合金処理及び未収金の回収見込みがなくなったことによる貸倒損失に該当するものを除く。以下「事故等」という。）に関与していない者であること。
- (4) 本会の「会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則」（以下「指導等規

則」という。)第4条第1号に規定する指導又は同条第2号に規定する勧告を受けた者にあつては、当該指導又は勧告を受けた日から5年を超える期間が経過していること。

(5) 指導等規則第4条第3号に規定する処分を受けた者にあつては、次の要件を満たすこと。

イ 同号イの規定に基づき職務停止の処分を受けた者にあつては、当該職務停止期間が終了してから5年を超える期間が経過していること。

ロ 同号ロの規定に基づき登録を取り消され、不都合行為者の決定を受けた者にあつては、会員従業員に関する規則第4条の規定に基づく採用禁止期間が終了してから5年を超える期間が経過している者であること。

ハ 同号ハの規定に基づき外務員としての登録を拒否された者にあつては、当該登録拒否期間が終了してから5年を超える期間が経過していること。

(6) 第10条の規定に基づく上級外務員の認定の取消し(次号に掲げる要件に該当しないことにより取り消された場合を除く。)を受けてから5年を超える期間が経過していること。

(7) 日商協外務員専門性向上認定制度に基づく認定講習を修了し、又は認定試験に合格し、かつ、その有効期間が終了していない者であること。

(8) 会員が、顧客に対応する業務に従事している者であつて、商品取引受託業務に関する知識及び経験が豊富であり、法令を遵守し、委託者から高い信頼を得ており、上級外務員としてふさわしい者として推薦する者であること。

(9) 第5条第1項に規定する試験に合格している者であること。

#### (上級外務員認定申請の手続き)

第4条 会員は、上級外務員の認定を受けようとするときは、様式1の上級外務員認定申請書(以下「認定申請書」という。)に推薦しようとする外務員に関する様式2の「上級外務員認定推薦書」(以下「認定推薦書」という。)を添付して本会へ申請しなければならない。

2 前項の申請の締切日は、毎年9月末日とする。ただし、本会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (本会による試験の実施等)

第5条 本会は、第4条第1項の申請があった者に対し、法令を遵守した委託者対応のあり方等に関する試験を実施する。

2 試験の内容その他試験の実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

3 会員は、受験者一人につき一万円の受験料を本会の指定口座に振り込まなければならない。

### (委員会の審査)

第6条 本会は、会員から提出された認定申請書及び認定推薦書並びに試験結果を委員会に提出し、上級外務員としての認定の可否につき委員会に付議するものとする。

2 委員会は、前項の規定により付議されたときは、審査の上、上級外務員としての認定の可否を決定する。

### (登録外務員証への記載等)

第7条 上級外務員として認定された者に対しては、登録外務員証にゴールドの帯を付すとともに、「上級」である旨を記して交付する。また、本会の事務所において縦覧に供している登録外務員名簿にその旨を表示する。

2 本会は、上級外務員の認定を受けた者から、本制度の趣旨に則り、法令を遵守し、委託者の信頼を失うことなく、誠実に外務員としての職務に精励する旨の誓約書の提出を求めるものとする。

### (認定の更新)

第8条 本会は、会員からの申請に基づき、次項に掲げる要件を満たす者について、上級外務員の認定の更新を行う。

2 上級外務員の認定の更新の要件は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号から第8号までに掲げる要件を満たしていること。

(2) 第11条第1項又は第2項の規定に基づく上級外務員の認定の効力が停止されていないこと。

3 会員は、上級外務員の認定の更新を受けようとするときは、当該者の外務員登録の更新に際し、様式3の「上級外務員認定更新申請書」(以下「認定更新申請書」という。)に様式4の「上級外務員認定更新推薦書」(以下「認定更新推薦書」という。)を

添付して、本会に申請しなければならない。

- 4 本会は、上級外務員の認定の更新を拒否しようとするときは、会員から提出された認定更新申請書、認定更新推薦書及び認定拒否の理由を記した書面を委員会に提出し、委員会の審査を経なければならない。

#### (認定更新の特例)

第9条 第11条第1項又は第2項の規定に基づく上級外務員の認定の効力が停止されている間に上級外務員の認定の有効期間が終了した者であって、その後同条第4項の規定に基づく認定の効力の停止の解除の要件に該当することが明らかになった者については、会員は、当該認定の効力の停止の解除の要件に該当すると判断した時点において、その者の上級外務員の認定の更新を申請することができる。

- 2 会員は、前項の規定に基づく認定更新の申請をするときは、前条第3項に掲げる書類を本会に提出しなければならない。

- 3 本会は、第1項の規定に基づく認定更新申請の対象者が次の要件を満たすときは、委員会の審査を経て、当該者の上級外務員の認定を更新する。

(1) 第3条第1号から第8号までに掲げる要件を満たしていること。

(2) その者の上級外務員認定の効力の停止の原因となった事故等に関与していないことが明らかであること。

#### (会員からの認定取消し申請)

第10条 会員は、上級外務員として認定されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式5の「上級外務員認定取消申請書」(以下「認定取消申請書」という。)を提出しなければならない。この場合において、第3号又は第4号に該当する場合は、様式6の「上級外務員認定取消理由書」により、その内容、理由、経緯等を明記した書面を添付しなければならない。

(1) 第3条に掲げる資格要件に合致しないことが判明したとき。

(2) 事故報告書又は本会の苦情、あっせん、調停に係る調書(以下「事故報告書等」という。)において事故等に関与したことが明らかになったとき。

(3) 社会的信用を失墜するような行為を行ったことが明らかになったとき。

(4) その他上級外務員としてふさわしくない行為があったとき。

### (上級外務員の認定の効力の停止等)

第11条 会員は、苦情、あっせん又は訴訟において、上級外務員の認定を受けた者が事故等に関与している旨の顧客からの申出があったときは、速やかにその旨を様式7の「事故等発生報告書」により本会に報告しなければならない。この場合において、本会は当該上級外務員の認定の効力を停止する。

- 2 本会は、上級外務員の認定を受けた者が事故報告書等その他の資料により事故等に関与していることを知ったときは、委員会の審査を経て、当該上級外務員の認定の効力を停止することができる。
- 3 本会は、上級外務員の認定の効力を停止された者について、当該外務員の登録外務員証のゴールドの帯を消すとともに、「上級」の表示を抹消する。
- 4 本会は、上級外務員の認定の効力を停止された者が事故等に関与していないことが明らかになったときは、委員会の審査を経て、当該上級外務員の認定の効力の停止を解除する。
- 5 本会は、上級外務員の認定の効力を停止された者について、その停止が解除されたときは、当該上級外務員に係る登録外務員証にゴールドの帯を付すとともに、「上級」である旨を記して交付する。

### (上級外務員の認定の取消し等)

第12条 本会は、第10条の規定に基づき、会員代表者からの認定取消申請書の提出があったときは、当該上級外務員の認定を取り消す。この場合において、同条第3号又は第4号の事由により認定取消申請書が提出されたときは、委員会の審査を経なければならない。

- 2 本会は、上級外務員の認定の効力の停止を受けた者が、事故等に関与していることが明らかになったときは、委員会の審査を経て、当該上級外務員の認定を取り消すことができる。
- 3 本会は、上級外務員の認定を受けた者（認定の効力の停止を受けた者を含む。）が、次に掲げる要件に該当することとなったときは、その者の上級外務員の認定を取り消す。
  - (1) 指導等規則第4条第1号の規定に基づく指導又は同条第2号の規定に基づく勧告を受けたとき。
  - (2) 指導等規則第4条第3号の規定に基づく処分を受けたとき。

- 4 上級外務員の認定を受けている者の外務員登録が抹消されたときは、当該者の上級外務員の認定は効力を失う。
- 5 本会は、上級外務員の認定を取り消したときは、当該外務員の登録外務員証のゴールドの帯を消すとともに、「上級」の表示を抹消する。

#### (会員からの申請受付の停止)

第13条 本会は、会員である商品取引員が次に掲げる事由に該当することとなったときは、それぞれの事由に応じ、その事由が発生した日から次に掲げる期間（第5号に掲げる場合にあつては、同号に定める期間）は、当該会員からの第4条の規定に基づく上級外務員の認定申請の受付を停止する。

- (1) 商品取引所法（以下「法」という。）第233条(勧告)の規定に基づく勧告を受けたとき 1年
- (2) 法第232条(業務改善命令等)の規定に基づく業務改善命令等を受けたとき 1年
- (3) 法第235条(純資産額規制比率についての命令)の規定に基づく商品取引受託業務の停止の命令を受けたとき 2年
- (4) 法第236条(監督上の処分)の規定に基づく処分を受けたとき 2年
- (5) 本会の制裁規程第4条(制裁の種類)第1項の規定に基づく制裁を受けたとき  
イ 同項第1号に掲げる譴責の処分を受けたときは、当該制裁の処分を通知した日から1年  
ロ 同項第2号に掲げる過怠金の賦課の処分を受けたときは、当該制裁の処分を通知した日から2年  
ハ 同項第3号に掲げる会員の権利の停止又は制限の処分を受けたときは、処分を通知した日から当該処分に基づく会員の権利の停止又は制限の期間の終了後2年を経過する日まで
- (6) 本会の受託等業務に関する規則第9条第1項の規定に基づく措置を受けたとき 1年
- (7) その他本制度を悪用したとき 1年
- (8) 社会的信用を失墜するような行為を行ったことが明らかになったとき 1年

## 附 則

- 1 この規則は、平成19年9月11日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の推薦書の提出締切日は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成19年10月31日とする。













上級様式7

# 事故等発生報告書

4平成<sup>69</sup> <sup>70</sup>年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

商品取引員名

代表者氏名

⑩

下記の者は、事故等に関与している旨の顧客からの申出があったので、上級外務員認定規則第11条第1項の規定に基づき、報告いたします。

データ区分  
1 C 2 1

会社番号 <sup>3</sup>

7	ふりがな 氏名	登録番号	元号	商品取引事故等		
				報告年月	区分	申出先
32		57	4		67	68

※区分 1.苦情 2.紛争 3.事故  
※申出先 1.裁判所 2.弁護士・弁護士会 3.主務省  
4.日商協 5.自社 6.その他

事故の概要

---

---

---

---

---

---

---

---